

理 由 書

「箇所番号 4」について、農業の主たる従事者の故障により買取りの申出が行われたが、買取りを行わず、あっせんも不調に終わったことから、生産緑地地区を廃止するものである。

「箇所番号 141」の一部について、生産緑地地区の指定から 30 年が経過し、農地等所有者から、市に買取り申出が行われたが、買取りを行わず、あっせんも不調に終わったことから、一部行為制限を解除した生産緑地地区を変更するものである。